

自転車指導啓発重点地区（鰺沢警察署）

この地区でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 交差点等で徐行や一時停止をしない
- ながら運転（傘差し、携帯電話使用等）
- 車道の右側通行



県警察では、自転車利用者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、**悪質・危険な交通違反**に対して、検挙措置を講ずるなど、**厳正に対処**しています。

西八代都市川三郷町

県立青洲高校

重点地区

三郡立体東 交差点

三郡東橋東 交差点

郡農協前 交差点

【重点地区】県立青洲高校 周辺

➤ 選定理由

- ・ 峡南地区の3高校が統合され、県立青洲高校へ通学する学生の**自転車利用者が多く、並進や歩道通行する自転車も多い。**
- ・ 通学高校生の自転車利用による**事故の発生が懸念**される。
- ・ **自転車利用者のルール違反やマナー**についての要望がある。

★ 自転車を利用する人は次の点に気を付けましょう★

1 歩道は例外、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならなくなる場合は、一時停止をしましょう。

2 交差点では安全確認！

自転車も、自動車と同じ「車両」です。交差点では、信号と一時停止を守って、夜間はライトを点灯しましょう。

3 全ての利用者が「ヘルメット着用」！

令和5年4月から自転車利用者のヘルメット着用が、努力義務となりました。
※ ヘルメット非着用時は、着用時と比べ致死率が約3倍高い！！

基盤地図情報（国土地理院）をもとに山梨県警が加工

